

V. 災害支援ナースの身分保障

日本看護協会が京都府看護協会と調整し被災地に派遣する災害支援ナースの身分保障の内容は以下のとおりです。
なお、所属施設より業務として派遣される（出張扱い等で労務災害が適用される）場合については、対象となりませんので、ご注意ください。

本件の施行は、2009年4月1日からとなります。

災害支援ナース派遣に関する傷害保険の加入と実費支給について

1. 保険内容

1. 保険の種類 国内旅行傷害保険（天災危険担保特約付）
2. 保険会社 日本興亜損害保険株式会社
東京都中央区日本橋2-11-2 太陽生命日本橋ビル
Tel : 03-3231-7524
3. 契約者 日本看護協会
4. 被保険者 実際に派遣された災害支援ナース
5. 保険金額 被保険者1人あたり

担保種目	保険金額
死亡・後遺障害	1億円
死亡・後遺障害（天災危険によるもの）	5,000万円
入院日額	15,000円
通院日額	10,000円

参考：保険料は200人で算定し1人3,468円。年度末に実数精算。

派遣者がいない年度は最低保険料として1,000円のみ

6. 保険条件
 - ①派遣期間は1人3泊4日
 - ②補償対象期間は事故の日から180日間（通院は90日間）。
 - ③保険対象範囲は、出発地から派遣地の往復行程及び派遣中及び看護行為中の本人傷害。
 - ④死亡・後遺障害については、いずれの場合も上記金額を上限とする。後遺障害後、補償対象期間内に死亡された場合は、上記を総額の上限とする。
 - ⑤病院での治療あるいは入院に対して、治療内容にかかわらず、上記一律の保険金が支払われる。ただし、保険金支払いの対象日数は、傷害した日から平常の生活または業務ができる程度に治った日までの日数となり、保険会社が認定する。
7. 名簿管理 日本看護協会 専門職支援・中央ナースセンター事業部
8. 取扱代理店 株式会社日本看護協会出版会 損害保険部
東京都渋谷区神宮前5-8-2
Tel : 03-5778-5782

2. 保険加入と支払いまでの手順と注意事項

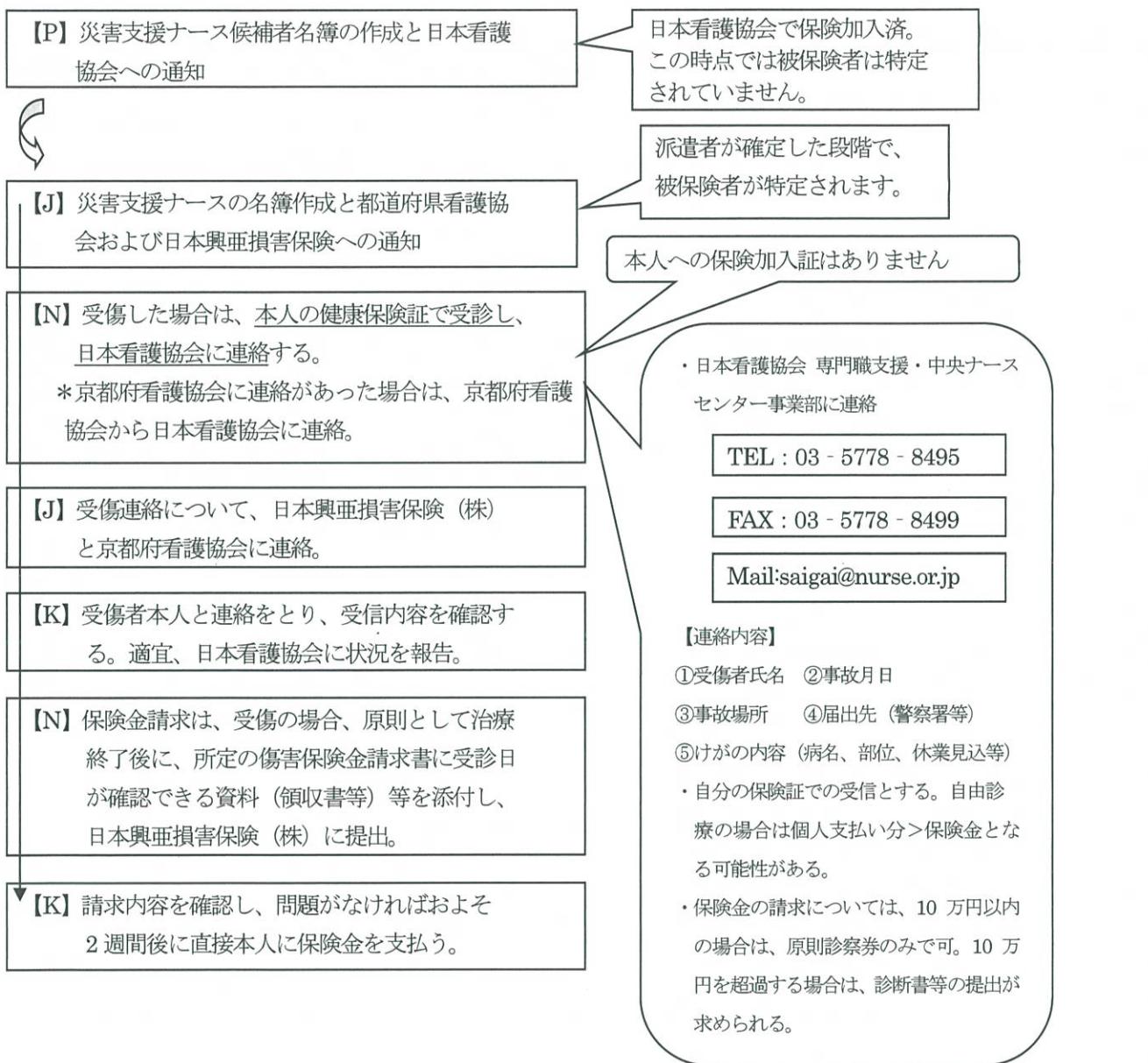
1. 保険加入と支払いまでの手順

【P】京都府看護協会が行うこと

【N】災害支援ナースが行うこと

【J】日本看護協会で行うこと

【K】日本興亜損害（株）が行うこと



2. 都道府県看護協会から災害支援ナースへの注意事項

① 個人情報保護について、以下の件に同意いただぐく：

- ・被保険者を通知する必要があるので、派遣シフト表を日本興亜損害保険（株）へ提出する。
- ・受傷内容や保険支払いに関して都道府県看護協会へ通知するので、問題がある場合は事前に申し出る。

② 受傷時は、必ず日本看護協会へ連絡する。直接、日本興亜損害保険には連絡しない。

③ 受傷状況や保険についての都道府県看護協会への連絡は日本看護協会が行う。

④ 受診は病院や診療所とし、自身の健康保険証を使用する。保険請求に際し、整体やカイロプラクティック等への受診では保険金は支払われない。はり、マッサージ、指圧等は、医師の指示に基づいて行われた場合を除き、

保険金は支払われない。

- ⑤ 受診した日を記したもの保存する。(領収書、受診日が記載された診察券等)
- ⑥ 災害支援活動後帰宅する際、通常予測される交通ルートから免脱した場所へ立ち寄らないようする。(保険が適用されない事態を回避するため)
- ⑦ 保険金が10万円以内の場合、診断書は原則不要。保険会社から請求がない限り準備しないでよい。
- ⑧ 保険金は、災害支援ナース個人(死亡した場合は法定相続人)に保険会社から直接支払われる。

3. 災害支援ナースへの 交通費・宿泊費の実費支給について

所属施設から業務として派遣される場合を除き、日本看護協会は災害支援ナースに交通費と宿泊費の実費として一人20,000円を上限として支給いたします。また、20,000円を超える費用が発生した場合、京都府看護協会が内容を精査して負担いたします。

下記、支給手順に従い、手続きをお願いいたします。

なお、実費支給は災害支援ナース派遣が収束した段階から開始いたします。実際の派遣から支給まで数ヶ月を要する場合もありますので、あらかじめご了承ください。

【J】当該都道府県看護協会別、派遣者リストを作成し、当該協会に送付

経費実費は自己申告とします。車で現地まで行った場合は、ガソリン代*と高速代金の実費を交通費とみなします。

*ガソリン代の目安:50km圏内で1,000円程度

【P】当該協会は、記入漏れ等がないか派遣者リストを確認し、経費実費欄に各人の経費を記入。20,000円を超えた場合も実費を記入し、日本看護協会に送付

【J】実費記入済みリストの内容を確認し、当該協会に、各人の実費を合計した額を振り込み、併せて振込みの通知を行う

派遣実費が20,000円を超えたものについては、日本看護協会からの支給は一律20,000円となります。差額について京都府看護協会が精査のうえ支給します。

【P】振込みを確認し、都道府県看護協会の方法に応じて、個々の災害支援ナースへの支給を手配する